

公告第65号

(仮称) こども未来フェスティバル事業業務委託の事業者選定に当たり、公募型プロポーザルを実施しますので、下記のとおり企画提案を募集いたします。

令和4年5月16日

南相馬市長 門馬 和夫

記

1 事業目的

本事業は、こども・子育て応援条例の制定を記念するとともに、こどもたちの笑顔がかがやき、こどもが主役となるイベントの開催により、南相馬市の未来を担うこどもたちの健やかな成長を育み、あわせて「地域の宝」であるこどもたちを地域社会全体で応援する機運の醸成を図ることを目的とします。

2 イベントテーマ

- (1) 各年齢層のこどもが楽しめる
- (2) 高校生は運営等に参加し、社会参加の機会となる

3 業務の概要

- (1) 業務委託名
(仮称) こども未来フェスティバル事業業務委託
- (2) 業務内容 (具体的内容については、別紙「委託業務仕様書」を参照のこと)
市内の団体や事業所等の協力のもと、こども・子育て応援条例の制定記念イベントに加え、スペシャルステージや各年齢層のこどもが楽しめる参加型のイベント等を開催するもの。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和4年12月28日(水)まで
※イベント開催日は11月19日(土)を予定
※契約締結は令和4年7月を予定
- (4) 予算限度額
4,499,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 担当部課

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

南相馬市役所 こども未来部こども家庭課こども企画係
(南相馬市役所東庁舎 1 階)

電話：0244-24-5215 FAX：0244-24-5740

電子メールアドレス kodomokatei@city.minamisoma.lg.jp

4 スケジュール

(1) 事業全体スケジュール

項目	日程 (予定)
プロポーザル審査委員会の設置	令和4年4月22日 (金)
第1回プロポーザル審査委員会 (審査方法・審査基準の策定)	4月25日 (月) ～4月26日 (火)
入札契約審査委員会への付議	5月10日 (火)
第2回プロポーザル審査委員会 (資料確定の報告)	5月11日 (水) ～5月13日 (金)
プロポーザルの実施 (公告から企画提案書等の提出まで) ※詳細は次の(2)のとおり	5月16日 (月) ～6月15日 (水)
第3回プロポーザル審査委員会 (プレゼンテーション審査、最優秀事業者の選定)	6月20日 (月)
入札契約審査委員会への審議結果報告、契約相手方の特定	6月下旬～7月上旬
契約締結	令和4年7月中旬

(2) 受注者決定までの事務手順

項目	日程 (予定)
プロポーザル募集要領の公告	令和4年5月16日 (月)
説明会	5月25日 (水)
質問書提出期限	5月30日 (月) 午後5時必着
参加申込提出期限	5月30日 (月) 午後5時必着
質問書に対する回答	6月 3日 (金)
参加資格の有無の回答	6月 3日 (金)
参加資格無とされた理由説明要求期限	6月 7日 (火)

参加資格無とされた理由回答期限	6月10日（金）
企画提案書等提出期限	6月15日（水） 午後3時必着
プロポーザル審査委員会 （候補事業者決定）	6月20日（月）
委託候補事業者決定及び通知	7月上旬
契約締結	7月中旬

※プレゼンテーションの開催時間は決定次第、応募業者へ通知する。

5 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とし、本提案に基づく業務内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であることとする。

- (1) 令和3・4年度南相馬市入札参加資格者名簿に登録されている者とし、公告の日から入札執行の日までの間に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成18年南相馬市告示第4号）による指名の停止を受けていない者であること。
- (2) (1)の名簿に登録されていない者については、入札参加資格審査申請をし、参加表明書の受付期限までに受理を受けた者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（南相馬市長が入札参加資格を有すると認めた者を除く。）。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（南相馬市長が入札参加資格を有すると認めた者を除く。）。
- (6) 南相馬市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成18年南相馬市訓令第30号）に定める指名回避措置要件に該当していないこと。
- (7) 国又は地方公共団体との契約に関して、参加申込書の提出の時点で、履行期限までの間に、指名停止を受けている期間がないこと。
- (8) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (9) 本公告に示した業務を確実に履行できる者であること。
- (10) イベント業を営むことを目的としている業者で、過去に類似業務などの実績があること。

6 説明会

本事業についての説明会を次のとおり開催します。

- (1) 開催日時 令和4年5月25日(水) 午前10時～11時30分(予定)
開催場所 南相馬市役所東庁舎 2階 第1会議室
(南相馬市原町区本町二丁目27番地)
- (2) 説明会で業務の概要の説明及び会場の見学を予定しております。
- (3) 「7. 参加申込手続」を行うにあたって、説明会の参加を必須とするものではありません。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、説明会の開催をオンライン等で実施する場合もございます。

7 参加申込手続

本プロポーザルに参加を希望する者は、次にあげる書類を提出してください。

なお、提出受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとします。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 会社概要書(様式4)及びパンフレット等(パンフレットがない場合は事業の概要が分かる書類等)
- ③ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)及び定款の写し
- ④ 市町村民税過去2年分に関する納税証明書(写し可)
※本店および直近の支店等における市町村民税(東京23区においては都民税)、完納証明でも可
- ⑤ 消費税に関する納税証明書(写し可)
※税務署発行「その3. 未納税額のない証明書(その3の2、その3の3でも可)」
※各証明書は、発行官公署において定めた様式によりますが、証明書発行日は提出日前3か月以内のものを提出してください。
- ⑥ 業務実績書(様式5)
企画提案内容に関する直近5年間の類似業務などの実績を記載してください。

- (2) 提出期限 令和4年5月30日(月) 午後5時(必着)
- (3) 提出部数 紙媒体で各1部
- (4) 提出先 〒975-8686
福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地(東庁舎1階)
南相馬市 こども未来部こども家庭課こども企画係
電話: 0244-24-5215
- (5) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は書留郵便にて、期限までに到着するように発送してください。

※提出する際は、外封筒の表に「(仮称) 南相馬市こども未来フェスティバル事業業務委託公募型プロポーザル参加申込書在中」と朱書きしてください。

- (6) 参加資格の確認の結果は、令和4年6月3日(金)までに通知します。
- (7) 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について、令和4年6月7日(火)までに書面(様式は自由とする。ただし、A4判とする。)により説明を求めることができます。
- (8) 市は、説明を求められたときは、令和4年6月10日(金)までに説明を求めた者に対して書面により回答します。
- (9) 参加受付後に「5. 参加資格要件」の要件を欠く事実が発覚した場合は、プロポーザルへの参加を取り消します。

8 質疑応答について

提案を行うにあたり擬義が生じた場合は、次のとおり質問書を提出してください。

- (1) 様式
質問書(様式2)を使用してください。
- (2) 照会先
南相馬市役所 こども未来部こども家庭課こども企画係(担当:鈴木、三瓶)
電話:0244-24-5215 電子メールアドレス:kodomokatei@city.minamisoma.lg.jp
- (3) 照会方法
電子メールで提出後、電話で連絡の上、電子メールの到達確認をお願いします。
- (4) 照会期限
令和4年5月30日(月)午後5時まで
- (5) 回答方法
質問書を受け取り後、参加申込書を提出した全員に対し、令和4年6月3日(金)までに原則としてホームページに掲載して回答します。
※質問に対する回答は、本要領及びその他配布された提供資料の追加配布又は修正とみなします。
- (6) その他
 - ① 審査委員の役職・氏名に関する質問については、一切応じません。
 - ② 他の参加事業者に関する質問については、一切応じません。
 - ③ 審査の経過及びその内容に関してのお問い合わせ、審査結果に対する異議申し立てには一切応じません。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア. 企画提案書(任意様式)
別紙「(仮称) こども未来フェスティバル事業業務委託仕様書」の要件を満たす、

次の内容に基づき企画提案を行ってください。

- ① 日本工業規格A4用紙を横に使用し、長辺綴じとします。当該企画を超える大きさの用紙を使用する場合は、折り込み等によりA4サイズ以下に収まるようにしてください。
- ② 企画提案書の表紙には、「(仮称) こども未来フェスティバル事業業務委託に係る企画提案書」及び社名を記載してください。
- ③ 表紙を除くページにページ番号を入れてください。
- ④ 「10. 審査方法および審査基準(5)の評価表」により評価が可能な内容を記載してください。
- ⑤ 事業実施にあたってのサービス概要、サービスの特性、事業効果などを記入してください。
- ⑥ 事業に関わる当事者別に、事業の進捗がイメージできるスケジュールを作成してください。
- ⑦ 企画提案書は、審査資料として使用するほか、業務請負時の基本案と見なすこととしますので、実際の業務請負後に大きな変更・修正等が生じない内容としてください。

イ. 事業イメージ図

できるだけ詳細な事業のイメージ図(カラー)を作成してください。

ウ. 見積書(様式3)

- ① 「2. (2) 業務内容」に記載する業務に要する全ての額を計上した見積書(様式3)を提出してください。見積書には、消費税及び地方消費税を含む金額(100分の10を加算した金額)を記載してください。
- ② 見積金額の内訳を添付してください。(任意様式)

(2) 留意事項

- ① 提案書は1者につき1案とします。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 提出書類受理後における、企画提案書等の差し替えおよび再提出は原則として認めません。
- ④ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加申込および企画提案等を無効とします。
- ⑤ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。
- ⑥ 提出された書類は、審査目的以外で使用しません。ただし、業務の円滑な推進のために必要と判断される場合は、事前に提出者の了解を得た上で、審査目的以外に使用場合があります。
- ⑦ 提出された提案書類等は、南相馬市情報公開条例(平成18年南相馬市条例第22号)の対象行政情報となるため、公開される可能性があります。
- ⑧ 見積額は本業務において、最も優秀な企画提案を行った事業者(優先交渉業者)を選

定するものであり、本業務の契約額ではありません。

⑨ 業務の全部を包括的に第三者に再委託することはできません。

(3) 提出期限及び提出方法

① 提出部数

紙媒体7部（ただし見積書については1部）、電子データをCD-Rで1部提出してください。

② 提出期限 令和4年6月15日（水）午後3時（必着）

③ 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、一般書留、簡易書留または特定記録郵便により、「(仮称) こども未来フェスティバル事業業務委託公募型プロポーザル企画提案書在中」と明記すること。

※持参、郵送に問わず、提出する際は、提出書類一式をフラットファイルA4判タテ型に綴じること。

④ 提出先 〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地（東庁舎1階）

南相馬市 こども未来部こども家庭課こども企画係

電話：0244-24-5215

10. 審査方法および審査基準

プロポーザルに係る審査は、別に定める「(仮称) こども未来フェスティバル事業業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づく「(仮称) こども未来フェスティバル事業業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」）が行います。なお、プレゼンテーションによる審査は以下のとおりとします。

(1) 実施日：令和4年6月20日（月） 午前10時以降を予定

時間等の詳細については、改めて各提案者に通知します。その際に、提案内容に関する追加資料を依頼する場合があります。

(2) 会 場：南相馬市役所東庁舎 2階 第1会議室

（南相馬市原町区本町二丁目27番地）

(3) 内 容：提案書に基づく説明及び審査員による質疑

(4) 時間配分：1提案者につき30分以内を予定する。

（プレゼンテーション20分、質疑10分）

(5) 審査内容

審査内容については、(仮称) こども未来フェスティバル事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会において、企画提案内容について、総合的に判断して選定します。

(6) 審査基準

下記審査基準に基づき総合的に審査します。

審査項目	評価の視点
1 企画提案	① 企画内容 ・事業の趣旨に対する理解度が十分でコンセプトやPRポイントが明確になっているか。 ・イベントへの参加者を想定し、参加意欲をかきたてる魅力的な内容になっているか。 ・各会場で実施するイベントが各年齢層の子どもにとって楽しめる内容になっているか。 ② 安全面の配慮 ・コロナ感染予防対策をはじめ、安全面や危機管理などを適切に考慮した企画内容となっているか。 ③ その他独自提案 ・イベントの内容に効果的な独自提案が含まれているか。
2 効果	① 実施効果 ・イベントの目的やテーマに沿った、具体的で効果の高い提案となっているか。 ・イベント実施後のアンケート調査など、効果検証に関する実施手法が的確なものとなっているか。
3 実現性	① 業務の実施体制・遂行能力 ・業務を円滑に実施するための専門性や実績を持った人員が配置された実施体制となっているか。 ・イベント実施のスケジュール管理は適切なものとなっているか。 ・イベントに係る団体、関係機関などとの調整は問題なく遂行できるか。 ② 広報・PR ・多数の市民に対し周知可能な、効果的な広報・PR手法となっているか。 ③ 事業費の妥当性 ・業務に必要な経費等の積算内容に無理がなく、価格の点で優れた提案となっているか。 ※提示額が上限額を超えた場合は失格とする。
4 企業実績	① 業務の実績 ・類似業務などの実績は十分か。

(7) その他

- ① プレゼンテーションに使用できる機器その他詳細については、参加者への審査会開催通知時に案内するものとします。

- ② プレゼンテーションは、提出書類をもとに行い、追加の提案及び資料配布は禁止とします。
 - ③ プレゼンテーションは、非公開とします。
 - ④ 新型コロナウイルス感染症の影響による移動自粛等、状況によってはオンラインでのプレゼンテーション審査となる場合もあります。
- (8) 候補者の選定
- ① 事務局は集計結果を審査委員会に報告し、平均得点が最も高い事業者を委員の承諾を得て候補者に決定します。
 - ② 平均得点が最も高い事業者が複数ある場合は、原則として委員の表決(過半数の賛成)により候補者を決定する。なお、委員の表決が同数の場合は、委員長が候補者を決定します。
 - ③ 選定にあたっては、合計得点が100点満点中6割(60点)以上の者とします。なお、提案が1事業者のみの場合においても同様の方法を適用します。

1.1 参加者の失格または無効

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合があります。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 提案書の提案方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 本要領で規定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項として示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) プレゼンテーションに出席しなかった場合(指定された時間に遅れた場合を含む。)
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか本要領に違反すると認められる場合

1.2 結果の公表

- (1) 審査委員会の選定に基づき、市長は総合的に判断して最も優秀と認められる事業者を決定します。
- (2) 市は、(1)の審査結果を入札契約審査委員会の審議に付し、契約相手方の特定を行います。
- (3) 契約相手方の特定結果は、提案者全員に対し、令和4年7月上旬(予定)に「公募型プロポーザル方式結果通知書」にて通知します。
- (3) 結果等に対し、提案者の異議申立ては一切認めません。

1.3 事前協議

市は、最も優秀と認められる事業者と業務委託契約手続きのための協議を行います。市と提案書をもとに契約締結のための仕様確認等の協議を行った上で、改めて見積書を提出してく

ださい。

その際の見積額は原則として提案書の提案価格の範囲内とします。

なお、スケジュールや実施内容等において、採用された提案内容の一部の修正を依頼する場合があります。この場合、契約手続の際に当該修正を反映した提案書類を改めて作成し、提出を求める可能性があります。

1.4 契約

「1.3.事前協議」による協議に基づき、契約書を作成し、契約の締結を行います。

1.5 次順位者の繰り上げ

最も優秀と認められる事業者と契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、評価等が上位であった者から順に当該業務についての交渉を行うことができるものとします。

1.6 提案書の取扱い

- (1) 受託候補者が提案された書類等は全て、南相馬市に帰属することとします。
- (2) 南相馬市は、受注候補者の提案に含まれる特許権、意匠権、商標権等を無償で使用できることとします。

1.7 その他特記事項

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とします。
- (2) 提案書の作成のために南相馬市が配布した資料は、南相馬市の了解なく公表、使用することはできません。
- (3) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはいけません。
- (4) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」(任意様式)を提出することとします。
- (5) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格者名簿に登載されていても指名を見合わせることもあるため留意してください。
- (6) 参加表明書の提出以降に指名停止となった場合は、以後のプロポーザルに関する手続きの参加資格を失うものとします。
- (7) 提案者が本プロポーザルに要したすべての費用は当該提案者の負担とします。
- (8) 令和3・4年度南相馬市入札参加有資格者名簿に登録していない者の入札参加資格審査申請の受付方法については、「1.8 入札参加資格申請受付に関する事項」を参照してください。
- (9) 新型コロナウイルス感染症等その他の事情で、契約期間及び内容の変更の必要が生じた場合、市と協議のうえ必要事項を決定することとします。
- (10) 新型コロナウイルス感染症等その他の事情で、事業を中止する必要がある場合、市と

協議のうえ本事業を中止することとします。なお、費用については、契約前に中止となった場合は発生しないものとし、本事業着手後に中止となった場合は本市と協議のうえ決定することとします。

18 入札参加資格申請受付に関する事項

(1) 申請に必要な書類及び申請方法

申請においては、「申請の手引き」を確認のうえ、申請書類を以下の(5)の担当課まで郵送してください。

「申請書」及び「申請の手引き」については、南相馬市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 申請受付期間

令和4年5月16日(月)から令和4年5月30日(月)まで(必着)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 申請受付時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(4) 申請に関する留意点

申請の際は、「(仮称)こども未来フェスティバル事業業務委託公募型プロポーザル」に関する申請書提出である旨を記載してください。

(5) 申請の担当課及び問合せ先

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市総務部財政課契約係(南相馬市役所本庁舎3階)
電話:0244-24-5225 FAX:0244-24-5214